

# 在学生の皆さんへ

## 国による高等教育の修学支援新制度について

### 1. 支援の内容

函館短期大学は、令和2年度から開始される「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度という）の対象校となりました。修学支援新制度の対象者は、本学在学にあたり、以下の支援を受けることができます。

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付：月額)	
			自宅生	自宅外生
第Ⅰ区分	150,000円	620,000円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2の額		25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1の額		12,800円	25,300円

\* 年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更となります。

\* 入学金の減免は、令和2年度以降の新入生のみ対象（入学時のみ）となります。

\* 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、世帯の所得金額に基づく区分となります（参考：日本学生支援機構）

### 2. 修学支援新制度の対象在学生の授業料の徴収期限の猶予について

函館短期大学は、修学支援新制度の趣旨に踏まえ、修学支援新制度の対象となる在 student と対象となる見込みのある在 student に対し、授業料の徴収期限を猶予します。

徴収期限の猶予は、所定の手続きをとることにより、第1期分・第2期分の納入期限を7月末日

まで、第3期分の納入期限を12月末日まで猶予するものです。

(注) 第4期分の納期については、猶予はせず「1/10が納期」となります。